

# 羽鳥高山町内会規約

## 第1条 (名称及び事務所)

この会は羽鳥高山町内会と称し、事務所を指定された所に置く。

## 第2条 (組織)

この会は羽鳥高山町内会に加入するもので組織する。

## 第3条 (目的)

この会は会員相互が助け合いの精神を基盤として住民の親睦と防災対策及び生活に必要なことを推進することを目的とする。

## 第4条 (事業)

この会は第3条を達成するため次の会に事務局と実務を主体とした各部を置く。

### (1) 事務局 (防災本部)

事務局はこの会の事務全般にわたる事項及び防災対策に関する諸問題を処理する担当を置く。

外交・内政・企画・総務・情報・会計。

### (2) 実務部

(イ) 実務部は次の6部門を置き、各組がそのうちの1部門を担当し1年後に順次交代して実行する。

(環境衛生) (防犯) (社会) (広報) (交通) (体育)

(ロ) 防災組織に班を置き各班の担当を各組に指定する。

情報班 (第一組)、消火班 (第二組)、救出・救護班 (第三組)、避難・誘導班 (第四組)

給食班 (第五組)、給水班 (第六組)、警備班 (第七組)

### (3) グループ活動

会員が目的を同じくする者同志集い活動するグループに対し、活動費の一部補助を行う。

## 第5条 (役員)

この会に次の役員を置く

会長 (防災本部長) ・副会長 (防災本部副部長) ・企画部長・総務部長・情報部長

会計部長、会計監査2名 (総会選出)

## 第6条 役員 (本部) の選出

(イ) 役員を選出は町内会の各組から推薦または投票により1名を選出する。

(ロ) 各組から選出された役員で役員会を構成し、役員会で各職の適任者を決定し、総会の承認を受ける。但し町内会長を3年以上の経験者は希望により役員を免除することができる。

## 第7条 (役員任期)

役員任期は1年とし再任を妨げない。

## 第8条 (役員職務)

(イ) 会長はこの会を代表し会務を処理して、主として町内会の上部団体等の外交に関する任務を担当し、役員相互の連絡を密にしてこの会の円滑な運営を計ると共に、自主防災組織の本部長として災害時の指揮をする。

(ロ) 副会長は会長を補佐し、会長代理として町内会の内政に関する職務を代行し、各職と協議し職務の推進を図ると共に自主防災組織の副部長として災害時の本部長の補佐または代行する。

(ハ) 役員の職務は別に定める職務分担表により職務を行う。

(ニ) 役員は自主防災本部員として防災対策に関する資材の購入計画を作成するほか災害の時は各班の指揮指導にあたる。

#### 第9条 役員会（本部）

(イ) 役員会は会長が必要に応じて開催し、総会に付議する事項を審議し各事案の提案を行い、決議事項を執行する。

(ロ) 役員会の議長は会長が任じ、議決にあたり賛否同数の場合は議長が決定する。

#### 第10条 （総会）

総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年1回会長が召集し臨時総会は必要に応じ開催する。又、総会に付議する事項はおおむね次の通りとする。

- (1) 規約の制定と改廃案
- (2) 予算・決算
- (3) 事業計画・事業報告
- (4) 防災対策の事項
- (5) 会計監査の選出
- (6) その他必要と認められる事項

総会は会員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立し議事は出席の過半数によって決定する。可否同数のときは議長が決定する。

#### 第11条 （組長会）

組長会を年1回総会前に会長が召集しこの会に対する要望事項を聴取し事業計画や予算案の作成に反映させる。又、組長は次期年度の組長及び担当部の役員の名簿を提出する。但し、会長が必要と認めたときは組長会を召集できる。

#### 第12条 （会計）

この会の経費は会費とその他の収入による会費は月額300円とする。但し高齢独居家庭（70歳以上で一人暮らしの世帯）の町内会費については1/2の額とする。

会計年度は4月1日から次年度の3月31日に終わる。

#### 付則

この会則は昭和58年4月1日から施行する。

平成7年4月16日から一部改正し施行する。

平成10年4月1日から一部改正し施行する。

平成11年4月1日から一部改正し施行する。

平成15年4月1日から一部改正し施行する。

## 弔慰規約

### 第1条 趣旨

この規約は、羽鳥高山町内会の会員に対する弔意金及び見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 種類

#### (1) 弔慰金

町内会の世帯主及び同居の親族が死亡したときは、その遺族に対し支給する。

#### (2) 見舞金

災害等で会員が損害を受けた場合に支給する。

### 第3条 金額

#### (1) 弔慰金

5,000円

#### (2) 見舞金

その都度、役員会で決定する。

2 申し合わせとして、お返しは不用とする。

### 第4条 連絡

役員・組長は、会員に上記事項あるときは速やかに会長に通知する。

### 第5条 経費

この支給金は町内会費より充当する。

## グループ活動の補助金に関する内規

### 第1条 目的

町内会内において親睦を図るため、目的を同じくするもの同志集いグループ活動を行なうものに、活動費の一部補助を行なう。

### 第2条 認可

前条のグループ活動を行なうものは、毎年12月までに会長宛て、グループの名称・目的・名簿等を添え申し出をし、会長は定期総会にて報告、賛意を得るものとする。

### 第3条 補助金

前条にて賛意を得たグループに対し補助金を支給する。支給額は毎会計年度、予算に応じ決定する。

### 第4条 報告

補助金を受けたグループは活動状況を定期総会にて報告する。

### 第5条 経費

この補助金は町内会費より充当する。

## 役員（本部）の職務分担表

### 町内会長

1. 町内会長は町内会を代表して、主として町内会外の上部機関及び諸団体に関する会議並びに行事に出席する。また、各専門部を掌握し職務の円滑なる運営を図る。

イ. 藤沢市が主催する各種行事

ロ. 明治地区（市民センター）の主催する各種協議会会議

明治地区自治会会長会議

明治地区自治連合会総会

明治地区社体協役員会

明治地区消防第11分団後援会

明治地区各種行事に関する会議

その他要請を受けた各種会議

ハ. 上記の記載された会議及び行事に関する必要事項を副会長（会長代理）及び役員会で報告する。

2. 役員会の議長を務める。

3. その他会長に関する必要事項。

4. 自主防災本部長を兼職し災害の時は防災組織を掌握して防災本部の指揮をする。

### 副会長（会長代理）

1. 副会長は会長の代理として、町内会の内政に関する職務を代行し、町内規約に従って役員相互の意志の疎通を図り総会の議決事項の推進する。

イ. 町内会の総会、役員会、組長会の召集。

ロ. 総会に付議する事案の集約及び提案。

(1) 規約の改正案

(4) 防災対策の事項（用具の購入）

(2) 予算・決算

(5) 会計監査員の選出

(3) 事業計画、事業報告、会員名簿

(6) その他必要と認められる事項

ハ. 自主防災の副部長を兼務し、災害の時は本部長の補佐または代行とする。

ニ. 町内会員が死亡した時は町内会代表として参加する。

### 総務部長

1. 副会長（会長代理）と協議して、総会、役員会、組長会に関する議題の草案及び回覧文書の作成。

2. 町内規約の改正案及び規約の作成

3. 総会、役員会等の決議事項の記録と回覧文書の作成。

4. その他必要と認められる回覧文書及び一般事務。

### 企画部長

1. 副会長（会長代理）と事業計画の作成。

2. 総会、役員会、組長会等の会場の借用及び準備と予算に定められた弁当、菓子、お茶の手配並に支払。

3. 地区体協の運動会には体育部長と連絡をとり会場の準備と弁当、ジュース等の購入支払い。

4. 町内会広場の管理と草刈り（年2回）業者に依頼。

5. 防災倉庫の管理と防災用具の購入計画及び購入。

6. その他副会長（会長代理）の依頼事項。

#### 情報部長

1. 総務部長と連絡を取り合って、町内会の役員に対する回覧文書、情報を組長または会員に配布。
2. 明治市民センターから到着した回覧文書を組長に配布。
3. 各組長からの町内会に対する問題を役員会に提案する。
4. 学校その他の回覧文書を組長に配布。
5. その他情報に関する必要事項。

#### 会計部長

1. 町内会総会に提案する決算及び予算案の作成。
2. 町内会の収入支出に関する支払。
3. 銀行預金・現金の管理。
4. その他会計に関する必要事項。
5. 会計監査を年1回監査委員に受ける。（立会人副会長）
6. 町内会員に死亡者がでたときは、弔慰金規約に従って弔慰金の支払いを行う。

※ 会長・副会長各部長は任期中の職務内容を記載し、次期の選出された各職に引継を行い、それぞれの事柄を説明する。